

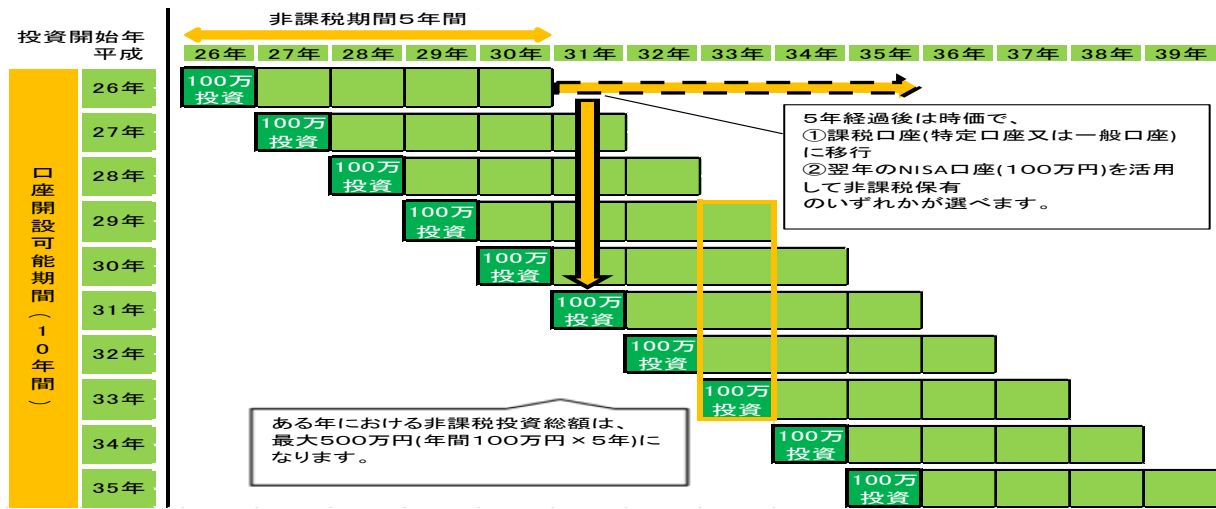


# NISA口座開設の申請受付が始まりました！

## ●概要

平成25年12月31日をもって終了する証券優遇税制の代替として、平成26年1月1日からNISA(少額投資非課税制度)が導入されます。NISAとは、証券会社や銀行等の金融機関でNISA口座を開設して上場株式や株式投資信託等を購入すると、本来20.315%課税される配当金や売買益等が非課税となる制度です。購入できる金額は年間100万円までで、非課税期間は5年間です。

### <NISA制度のイメージ>



## ●メリット・デメリット

NISAは利益が出た場合、メリットが大きい制度です。しかし、損失が出た場合は逆にデメリットとなります。

	NISA口座	特定口座(源泉あり)
利益にかかる税金	○非課税	×20.315%課税
投資額の上限	1年間で100万円まで	なし
複数口座の開設	×不可	○可能
損益通算・繰越控除	×不可	○可能

### <計算例>

※ 復興特別所得税を考慮せず、20%課税にて計算しています。

(1) NISAで100万円の利益、特定口座で100万円の利益が出た場合

特定口座での利益に対してのみ20万円の税金がかかるので、税引後の利益は合わせて180万円となります。NISAを利用しなければ税引後の利益は160万円なので、20万円のメリットになります。

(2) NISAで100万円の利益、特定口座で100万円の損失が出た場合

NISAでの利益100万円は非課税で、特定口座での損失100万円は損益通算・繰越控除を適用

できます。単年では損益ゼロですが、特定口座での損失100万円を繰り越せる点は翌年以降特定口座で利益が出たときにメリットとなります。

(3) NISAで100万円の損失、特定口座で100万円の利益が出た場合

特定口座での利益に対してのみ20万円の税金がかかるので、特定口座の税引後の利益は80万円となります。しかし、NISAでの損失100万円とは損益通算できないので、特定口座のみで運用した場合に比べて20万円のデメリットになります。

(4) NISAで100万円の損失、特定口座で100万円の損失が出た場合

特定口座での損失100万円のみ損益通算・繰越控除を適用できます。NISAを利用しない場合は200万円まで適用できるので、翌年以降の特定口座での利益に対する節税効果が小さくなるデメリットが生じます。

NISAを利用して損失が出た場合は、かえってデメリットとなりますので、ご注意ください。

(佐藤 慶治)